



熊本大学大学院博士課程 奨学金給付制度(KFD)

経済的に困窮している学生に授業料半額相当を支給します

目的

熊本大学大学院博士（博士後期）課程において、経済的に困窮している学生の支援及び教育研究活動の活性化を図ることを目的として実施する、給付型の奨学金制度です

支給額

当該期授業料の半額相当
(134,000 円) を支給

※前期・後期ごとに選考して支給
※長期履修生は金額が異なります

支給人数

支給対象要件を満たす申請者のうち、授業料免除考慮後の家計充足率が低い順に、予算の範囲内で支給します

公式ウェブサイト

URL :
https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/shogakukin/kumadai/kumadai-index

支給対象

以下の全ての要件を満たす博士（博士後期）課程の学生

- ・当該期の授業料免除額を申請期間内に行っていること
- ・授業料免除の審査において、家計基準が全額免除相当であること
- ・授業料免除結果を考慮したうえで、なお困窮していると認められる者（＝家計充足率が 50%程度に満たない者）

●学力基準は問いません

※以下に該当する場合は対象となりません

- ・他の制度により当該期の授業料が全額免除される者
- ・勤務先が授業料の全額を負担する者
- ・本学が実施する経済支援策（返還を要するもの及び雇用の対価を除く）により、当該期の授業料相当額以上の支援を受ける者
- ・他の制度と併給を禁止・または制限されている奨学金を受ける者
- ・本人の責に帰すべき事由により修業年限を超えて在籍している者
- ・当該年度中に懲戒を受けた者

申請方法

- ① 授業料免除申請手続きを行う
- ② KFD 申請書を本学公式ウェブサイトからダウンロードして作成する
- ③ KFD 申請書を提出する（郵送または持参）

※授業料免除申請の 2 次申請に同封して提出することも可能です

(提出先) 全学教育棟 1 階学生生活課経済支援担当 (⑥番窓口)
(郵送の場合)

〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪 2 丁目 4 0 - 1
熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

申請期間

- ① 授業料免除申請
在学生、新入学生及び入試区分毎に申請期間が異なります。
自分の申請期間を確認し、期限内に免除申請手続きを完了してください。
- ② KFD 申請書提出期間
令和 6 年 2 月 26 日(月) ～3 月 29 日(金) 17 時(必着)

